

# 指定失効等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

指定失効等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により報告します。

年 月 日

住 所

報告義務者続柄

氏 名

鹿児島県知事 殿

指 定 の 種 類	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者				
指 定 証 の 番 号	第 号	指 定 年 月 日	年 月 日		
業 務 所	所 在 地				
	名 称				
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7によ る区分及び業務	指定証の 番 号	
報告の事由及びその 事由の発生日					

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 指定証の番号及び指定年月日欄並びに業務所欄には、指定失効等前のものを記載すること。